

厚生労働省発開 0901 第 1 号

令和 4 年 9 月 1 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する件案要綱」について、貴会の意見を求める。

青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針の一部を改正する件案要綱

第一 青少年の募集等に関する情報の的確な表示に関する事項等

一 青少年の募集を行う者及び募集受託者は、新聞、雑誌その他の刊行物に掲載する広告、文書の掲出若しくは頒布又は職業安定法施行規則第四条の三第一項に定める方法（二において「広告等」という。）により青少年の募集に関する情報又は同条第三項に定める情報（二において「青少年の募集等に関する情報」という。）を提供するに当たっては、同令第四条の二第三項各号に掲げる事項及び青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、特定地方公共団体、職業紹介事業者等その他の関係者が適切に対処するための指針第二の一（一）ハ（ロ）から（二）までにより明示することとされた事項を可能な限り当該情報に含めることが望ましいこととすること。

二 青少年の募集を行う者及び募集受託者は、広告等により青少年の募集等に関する情報を提供するに当たっては、労働者になろうとする青少年に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意することとする。

1 関係会社を有する者が青少年の募集を行う場合、青少年を雇用する予定の者を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。

2 青少年の募集と、請負契約による受注者の募集が混同されることのないよう表示しなければならないこと。

3 賃金等（賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。以下この3において同じ。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。

4 職種又は業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

三 青少年の募集を行う者及び募集受託者は、職業安定法第五条の四第二項の規定により青少年の募集に関する情報を正確かつ最新の内容に保つに当たっては、次に掲げる措置を講ずる等適切に対応しなければならないこととする。

1 青少年の募集を終了した場合又は青少年の募集の内容を変更した場合には、当該募集に関する情報の提供を速やかに終了し、又は当該募集に関する情報を速やかに変更するとともに、当該情報の提供

を依頼した募集情報等提供事業者に対して当該情報の提供を終了するよう依頼し、又は当該情報の内容を変更するよう依頼すること。

2 青少年の募集に関する情報を提供するに当たっては、当該情報の時点を明らかにすること。

3 募集情報等提供事業者から、職業安定法施行規則第四条の三第四項又は職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針（第二において「職業紹介事業者等指針」という。）第八の二の（一）により、当該青少年の募集に関する情報の訂正又は変更を依頼された場合には、速やかに対応すること。

四 ミスマッチ防止の観点から、青少年の募集を行う者、募集受託者及び求人者は、青少年の募集又は求人への申込みに当たり、企業の求める人材像、採用選考に当たって重視する点、職場で求められる能力・資質、キャリア形成等についての情報を青少年又は公共職業安定所、特定地方公共団体、職業紹介事業者若しくは募集情報等提供事業者に対し明示するよう努めることとする。

第二 募集情報等提供事業者による就職支援サイトの運営に関する留意事項

事業主が募集情報等提供事業者の就職支援サイトを活用して青少年の募集を行う場合において、募集情報等提供事業者は、当該募集に関する情報を提供するに当たって、次に掲げる事項についても留意することとする。

一 職業紹介事業者等指針第四を踏まえ、情報の的確な表示を行うこと。

二 労働者になろうとする青少年、青少年の募集を行う者、募集受託者、職業紹介事業者、他の募集情報等提供事業者、特定地方公共団体又は労働者供給事業者から申出を受けた当該募集情報等提供事業者の募集情報等提供事業に関する苦情を適切かつ迅速に処理するため、相談窓口を明確にするとともに、必要な場合には職業安定機関と連携を行うこと。

三 職業安定法第四条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者は、同法第五条の五の規定に基づき、及び職業紹介事業者等指針第五を踏まえ、労働者になろうとする青少年の個人情報適切に取り扱うこと。

四 虚偽の広告をなし、又は虚偽の条件を提示して募集情報等提供を行った場合は、職業安定法第六十五条第九号の規定により、罰則の対象となること。

第三 その他

その他所要の改正を行うこと。

第四 適用期日

この告示は、令和四年十月一日から適用すること。